



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～ 個人情報の削除を持ちかける詐欺！ ～

【事例】

国民生活センターを名乗る人から電話があり「あなたの個人情報が漏れている。削除するためにあなたに個人番号を付与する。この番号は他人に教えないように」と言われた。

間もなく違う団体から電話があり「他にも個人情報が漏れている。その削除のために国民生活センターから与えられた個人番号が必要なので教えてもらいたい」と言われ、番号を教えた。

するとすぐに国民生活センターを名乗る人から電話があり「外部に番号を教えることは違法行為で、あなたは逮捕される。逮捕されないためには300万円必要となる」と言われ、すぐに振り込むように指示された。

逮捕されたくないので振り込んだ方がいいのか。

【ひとことアドバイス】

- ◇消費者センターや国民生活センターなどの公的機関をかたり「あなたの個人情報が漏れているので削除します」と電話を掛けてきて、最終的にはお金をだまし取る詐欺です。
- ◇公的機関が「個人情報を削除する」などと個人宅に電話することは絶対にありません。
- ◇このような電話が掛かってきた時は相手にせず、すぐに電話を切りましょう。

相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
Tel 0796・36・1941(直通)

たじま消費者ホットライン
Tel 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

こんなとき、どうする?

